

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の施設みなしの指定更新の取扱いについて

1 施設みなしの指定更新の取扱いについて

介護保険法第 72 条に基づくいわゆる「施設みなし」の指定更新について、これまで指定更新申請を必要としていたが、今後当該サービスについては更新申請を不要とする。これに伴い、更新に関する事前通知について、当該サービスに関しては送付しないこととする。

※上記内容について、施設みなしの指定を受けている介護老人保健施設及び介護療養型医療施設で、一度でも更新申請を行っている施設について、平成 30 年 2 月 22 日付高対第 1201 号「介護保険事業者の指定の更新について」にて通知している。

2 施設みなしの指定の効力の考え方

介護老人保健施設の許可及び介護療養型医療施設の指定以降 6 年毎に更新を受けていれば、施設みなしも効力を失わない。

【参考：施設みなしの考え方について】

(例) 介護老人保健施設〇〇

老健許可 平成 12 年 4 月 1 日⇒平成 20 年 4 月 1 日⇒平成 26 年 4 月 1 日⇒平成 32 年 4 月 1 日
通所リハビリテーション、短期入所療養介護

⇒平成 12 年 4 月 1 日からみなし指定※

介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護

⇒平成 18 年 4 月 1 日からみなし指定※

※みなし指定部分は、老健又は療養型施設が 6 年毎に許可又は指定の更新を受け続けており、かつ、みなし指定の辞退を行わなければ、効力を失わない。